

社会福祉法人大桑村社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

平成29年3月27日

規 程 第 4 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大桑村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は別表のとおりとする。ただし、その職名により、月額報酬が支給される特別職及び非常勤職員を含む大桑村職員及び大桑村村議会議員を評議員に任命した場合は、その報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、業務のため旅行するときは費用弁償として旅費を支給することができる。旅費の額は、本会旅費規程に定めるところにより支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬等の支給時期、方法は本会職員給与規程の例による。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則（平成29年3月27日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分	月額・日額の別	報酬の額	備 考
評議員	日額	3,000円	